

「こども家庭庁設置法及びこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う内閣府本府関係内閣府令の整備に関する内閣府令」について

令和 5 年 3 月 31 日
内 閣 府
大 臣 官 房 総 務 課

1. 題名

こども家庭庁設置法及びこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う内閣府本府関係内閣府令の整備に関する内閣府令

2. 改正の趣旨

こども家庭庁設置法（令和 4 年法律第 75 号）及びこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和 4 年法律第 76 号）等の施行に伴い、所要の改正を行うものです。

3. 意見公募手続の実施の有無

意見公募手続は実施しておりません。

4. 意見公募を行わなかった理由

本命令は、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 39 条第 4 項第 8 号に該当するため、意見の募集を行いませんでした。

5. 公布・施行日

公 布 日：令和 5 年 3 月 31 日

施 行 日：令和 5 年 4 月 1 日

【参照条文】

○行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）（抄）

（意見公募手続）

第 39 条 命令等制定機関は、命令等を定めようとする場合には、当該命令等の案（命令等で定めようとする内容を示すものをいう。以下同じ。）及びこれに関連する資料をあらかじめ公示し、意見（情報を含む。以下同じ。）の提出先及び意見の提出のための期間（以下「意見提出期間」という。）を定めて広く一般の意見を求めなければならない。

2・3 （略）

4 次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の規定は、適用しない。

一～七 （略）

八 他の法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理その他の意見公募手続を実施することを要しない軽微な変更として政令で定めるものを内容とする命令等を定めようとするとき。